

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第１０５号）新旧対照表

改正後（案）	現行
【目次を削る】	目次 <u>第１章 総則（第１条―第２１条）</u> <u>第２章 助産施設（第２２条―第２５条）</u> <u>第３章 乳児院（第２６条―第３５条）</u> <u>第４章 母子生活支援施設（第３６条―第４４条）</u> <u>第５章 保育所（第４５条―第５２条）</u> <u>第６章 児童厚生施設（第５３条―第５６条）</u> <u>第７章 児童養護施設（第５７条―第６６条）</u> <u>第８章 福祉型障害児入所施設（第６７条―第７７条）</u> <u>第９章 医療型障害児入所施設（第７８条―第８４条）</u> <u>第１０章 福祉型児童発達支援センター（第８５条―第９２条）</u> <u>第１１章 医療型児童発達支援センター（第９３条―第９８条）</u> <u>第１２章 児童心理治療施設（第９９条―第１０６条）</u> <u>第１３章 児童自立支援施設（第１０７条―第１１７条）</u> <u>第１４章 児童家庭支援センター（第１１８条―第１２０条）</u> 附則 <u>第１章 総則</u>
【章名を削る】 （趣旨） 第１条 この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第４５条第１項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定	（趣旨） 第１条 この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第４５条第１項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準<u>（以下この章において「最低基準」という。）</u>を定めるものとする。

めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第45条第1項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>省令第2条</u>	<u>都道府県知事</u>	<u>市長</u>
<u>省令第3条第1項</u>	<u>その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第1項の規定により</u>	<u>熊本市社会福祉審議会条例(平成12年条例第33号)第1条に規定する熊本市社会福祉審議会</u>

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、熊本市社会福祉審議会条例(平成12年条例第33号)第1条に規定する熊本市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

	<u>同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）</u>	
<u>省令第3条第2項</u>	<u>都道府県</u>	<u>市</u>
<u>省令第32条第2号</u>	<u>又は</u>	<u>1人につき4.95平方メートル以上、</u>
	<u>1・65平方メートル</u>	<u>3・3平方メートル</u>
<u>省令第32条第3号</u>	<u>又は</u>	<u>1人につき4.95平方メートル以上、</u>
<u>省令第32条第5号</u>	<u>付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む</u>	<u>建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの（公園等を除く。）に限る</u>

省令第32条の2第5号	提供しよう努める	提供する
省令第38条第2項第6号	児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）	市長
省令第62条第1号	付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるものに限る

【第4条から第20条までを削る】

（最低基準と児童福祉施設）

第4条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第5条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（児童福祉施設と非常災害）

第6条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第7条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第8条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第9条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

（入所した者を平等に取り扱う原則）

第10条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を

負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（令元条例8・一部改正）

（衛生管理等）

第13条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第14条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第9条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
- (入所した者及び職員の健康診断)

第15条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童 の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所 時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（平 2 6 条例 6 2 ・ 一部改正）

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る市長が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。

- （1） 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- （2） 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- （3） 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- （4） 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

（平 2 8 条例 8 5 ・ 一部改正）

（児童福祉施設内部の規程）

第17条 児童福祉施設（保育所を除く。）においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- （1） 入所する者の援助に関する事項
- （2） 前号に掲げるもののほか、施設の管理についての重要事項

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- （1） 施設の目的及び運営の方針
- （2） 提供する保育の内容
- （3） 職員の職種、員数及び職務の内容
- （4） 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- （5） 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- （6） 乳児、満 3 歳に満たない幼児及び満 3 歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- （7） 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、保育所の運営に関する重要事項

(平 2 6 条例 6 2 ・ 一部改正)

(児童福祉施設に備える帳簿)

第18条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第 2 4 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置に係る都道府県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 8 5 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第4条 児童福祉施設の設置者及び管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

【章を削る】

【章を削る】

（平26条例62・平28条例85・一部改正）

(暴力団員等の排除)

第21条 児童福祉施設の設置者及び管理者は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

第2章 助産施設

（種類）

第22条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

2 第1種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）における病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第2種助産施設とは、医療法における助産所である助産施設をいう。

（入所させる妊産婦）

第23条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

（第2種助産施設の職員）

第24条 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

（第2種助産施設と異常分べん）

第25条 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 乳児院

（設備の基準）

第26条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。）

の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 寝室の面積は、乳幼児 1 人につき 2. 4 7 平方メートル以上であること。

(3) 観察室の面積は、乳児 1 人につき 1. 6 5 平方メートル以上であること。

第27条 乳幼児 1 0 人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

(2) 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1 室につき 9. 9 1 平方メートル以上とし、乳幼児 1 人につき 2. 4 7 平方メートル以上であること。

(職員)

第28条 乳児院（乳幼児 1 0 人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に 5 年以上従事した者又は法第 1 3 条第 3 項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者 1 0 人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 看護師の数は、乳児及び満 2 歳に満たない幼児おおむね 1. 6 人につき 1 人以上、満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 2 人につき 1 人以上、満 3 歳以上の幼児おおむね 4 人につき 1 人以上（これらの合計数が 7 人未満であるときは、7 人以上）とする。

6 看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに

代えることができる。ただし、乳幼児 10 人の乳児院には 2 人以上、乳幼児が 10 人を超える場合は、おおむね 10 人を増すごとに 1 人以上看護師を置かなければならない。

7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児 20 人以下を入所させる施設には、保育士を 1 人以上置かなければならない。

(平 28 条例 85・令元条例 8・一部改正)

第29条 乳幼児 10 人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 看護師の数は、7 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

(乳児院の長の資格等)

第30条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「省令」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 乳児院の職員として 3 年以上勤務した者

(4) 市長が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は省令第 22 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 法第 12 条の 3 第 2 項第 6 号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための市長が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(令元条例44・一部改正)

(養育)

第31条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第15条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(乳児の観察)

第32条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第33条 乳児院の長は、第31条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第34条 乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第35条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

【章を削る】

第4章 母子生活支援施設

（設備の基準）

第36条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
- (3) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。
- (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

（職員）

第37条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。

5 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。

6 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。

（令元条例8・一部改正）

（母子生活支援施設の長の資格等）

第38条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、省令第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための市長が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

第39条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第60条第1号において同じ。）

(2) 保育士の資格を有する者

(3) 社会福祉士の資格を有する者

(4) 精神保健福祉士の資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの（平27条例53・令元条例8・一部改正）

（生活支援）

第40条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性をいかしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第41条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第42条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（保育所に準ずる設備）

第43条 第36条第4号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第47条第2項を除く。）を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下回ることとはできない。

（関係機関との連携）

第44条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

【章を削る】

(平 2 6 条例 5 1 ・ 一部改正)

第 5 章 保育所

(設備の基準)

第45条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、乳児 1 人につき 4. 9 5 平方メートル以上、前号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの（公園等を除く。）に限る。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1. 9 8 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 耐火建築物（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を 3 階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
3階	常用	4 屋外階段
		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
	避難用	2 屋外階段
		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡す

		<u>ることとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</u> 2 <u>建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</u> 3 <u>屋外階段</u>
4階以上	常用	1 <u>建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</u> 2 <u>建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</u>
	避難用	1 <u>建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</u> 2 <u>建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</u> 3 <u>建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</u>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのい

ずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（平26条例62・平28条例50・令元条例44・一部改正）

（保育所の設備の基準の特例）

第46条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

（1） 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

（2） 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

(4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。

(5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

(職員)

第47条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1箇所につき2人を下回ることとはできない。

(平26条例62・一部改正)

(保育時間)

第48条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第49条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、省令第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第50条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第51条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

【章を削る】

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(平26条例62・全改)

第52条 削除

(平26条例62)

第6章 児童厚生施設

(設備の基準)

第53条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。

(2) 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第54条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 保育士の資格を有する者

(3) 社会福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(5) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの

ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程

【章を削る】

を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(平27条例53・平28条例44・令元条例8・一部改正)

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第55条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第56条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

第7章 児童養護施設

(設備の基準)

第57条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。

(3) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

(4) 便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(5) 児童３０人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。

(6) 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）を設けること。

（職員）

第58条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童４０人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

２ 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に５年以上従事した者又は法第１３条第３項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

３ 心理療法を行う必要があると認められる児童１０人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

４ 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

５ 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

６ 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満２歳に満たない幼児おおむね１．６人につき１人以上、満２歳以上満３歳に満たない幼児おおむね２人につき１人以上、満３歳以上の幼児おおむね４人につき１人以上、少年おおむね５．５人につき１人以上とする。ただし、児童４５人以下を入所させる施設にあっては、更に１人以上を加えるものとする。

７ 看護師の数は、乳児おおむね１．６人につき１人以上とする。ただし、１人を下回ることはできない。

（平２８条例８５・令元条例８・一部改正）

（児童養護施設の長の資格等）

第59条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、省令第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は省令第42条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための市長が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認

められた者

(6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの

(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

（平27条例53・平28条例44・令元条例8・一部改正）

（養護）

第61条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

（生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整）

第62条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に

【章名を削る】

【第67条から第75条までを削る】

応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第63条 児童養護施設の長は、第61条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第64条 児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第65条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

（関係機関との連携）

第66条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第8章 福祉型障害児入所施設

（設備の基準）

第67条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であって主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- (2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

(7) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。

(8) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

(9) 便所は、男子用と女子用とを別にする。

(職員)

第68条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（省令第49条第1項に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

- 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4. 3で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。
- 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第86条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。
- 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。
- 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。
- 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。
- 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。
- 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を3. 5で除して得た数以上とする。

14 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（平30条例58・令元条例8・一部改正）

（生活指導及び学習指導）

第69条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第62条第2項の規定を準用する。

（職業指導を行うに当たって遵守すべき事項）

第70条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第62条第3項の規定を準用する。

（入所支援計画の作成）

第71条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第72条 第65条の規定は、福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）について準用する。

（保護者等との連絡）

第73条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童

の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第74条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第75条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

（業務の質の評価等）

第76条 福祉型障害児入所施設は、その行う法第42条第1号に規定する支援に係る業務の質の評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。

2 前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第77条 福祉型障害児入所施設は、その支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

（業務の質の評価等）

第5条 福祉型障害児入所施設は、その行う法第42条第1号に規定する支援に係る業務の質の評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。

2 前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第6条 福祉型障害児入所施設は、その支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 福祉型障害児入所施設は、身体拘束等を行った場合は、市及び当該障害児の保護者への連絡をしなければならない。ただし、当該障害児に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該障害児の保護者に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

【章名を削る】

【第78条から第82条までを削る】

2 福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 福祉型障害児入所施設は、身体拘束等を行った場合は、市及び当該障害児の保護者への連絡をしなければならない。ただし、当該障害児に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該障害児の保護者に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第78条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

(2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しない。

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第79条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じてお

おむね児童の数を6.7で除して得た数以上とする。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね10人につき1人以上、少年おおむね20人につき1人以上とする。

6 主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第3項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第80条 第74条の規定は、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査について準用する。

（入所した児童に対する健康診断）

第81条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

（児童と起居を共にする職員等）

第82条 第65条、第69条、第70条及び第73条の規定は、医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡について準用する。

(準用)

第7条 前2条の規定は、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターについて準用する。

【削る】

【章を削る】

2 第71条の規定は、医療型障害児入所施設の長の計画の作成について準用する。

(業務の質の評価等)

第83条 第76条の規定は、医療型障害児入所施設における業務の質の評価等について準用する。この場合において、同条第1項中「第42条第1号」とあるのは、「第42条第2号」と読み替えるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第84条 第77条の規定は、医療型障害児入所施設における身体拘束等について準用する。

第10章 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第85条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるものに限る。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (2) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
- (3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。
- (4) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
- (5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- (6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

(職員)

第86条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。

3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。

(平30条例58・一部改正)

(生活指導及び計画の作成)

第87条 第69条第1項及び第71条の規定は、福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成について準用する。この場合において、第69条第1項中「日常の起居の間」とあるのは、「福祉型児童発達支援センターを利用している間」と読み替えるものとする。

(保護者等との連絡)

第88条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第89条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第90条 第74条の規定は、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査について準用する。

(業務の質の評価等)

第91条 第76条の規定は、福祉型児童発達支援センターにおける業務の質の評価等について準用する。この場合において、同条第1項中「第42条第1号」とあるのは、「第43条第1号」と読み替えるものとする。

(身体拘束等の禁止)

【章を削る】

第92条 第77条の規定は、福祉型児童発達支援センターにおける身体拘束等について準用する。

第11章 医療型児童発達支援センター

（設備の基準）

第93条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

（2） 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

（職員）

第94条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第95条 医療型児童発達支援センターにおいては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

（生活指導等）

第96条 第69条第1項、第71条及び第88条の規定は、医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び計画の作成について準用する。この場合において、第69条第1項中「日常の起居の間」とあるのは、「医療型児童発達支援センターを利用している間」と読み替えるものとする。

（業務の質の評価等）

第97条 第76条の規定は、医療型児童発達支援センターにおける業務の質の評価等について準用する。この場合において、同条第1項中「第42条第1号」とあるのは、「第43条第2号」と読み替えるものとする。

【章を削る】

（身体拘束等の禁止）

第98条 第77条の規定は、医療型児童発達支援センターにおける身体拘束等について準用する。

第12章 児童心理治療施設

（平28条例85・改称）

（設備の基準）

第99条 児童心理治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- （2） 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。
- （3） 男子と女子の居室は、これを別にする。
- （4） 便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

（平28条例85・一部改正）

（職員）

第100条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設

において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。

(平28条例85・令元条例8・一部改正)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第101条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、省令第74条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は省令第74条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための市長が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(平28条例85・一部改正)

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第102条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児

【章を削る】

童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 児童心理治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（平28条例85・一部改正）

（自立支援計画の策定）

第103条 児童心理治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（平28条例85・一部改正）

（業務の質の評価等）

第104条 児童心理治療施設は、自らその行う法第43条の2に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（平28条例85・一部改正）

（児童と起居を共にする職員）

第105条 第65条の規定は、児童心理治療施設について準用する。

（平28条例85・一部改正）

（関係機関との連携）

第106条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（平28条例85・一部改正）

第13章 児童自立支援施設

（設備の基準）

第107条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設

備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第57条（第2号ただし書を除く。）の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

（職員）

第108条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。

（平28条例85・令元条例8・一部改正）

（児童自立支援施設の長の資格等）

第109条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年以上）従事した者

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための市長が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童自立支援専門員の資格）

第110条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福

祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(5) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(7) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの

(8) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

（平27条例53・平28条例44・令元条例8・一部改正）

（児童生活支援員の資格）

第111条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

【章を削る】

第112条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

3 第62条（第2項を除く。）の規定は、児童自立支援施設における生活指導、職業指導及び家庭環境の調整について準用する。

（自立支援計画の策定）

第113条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第114条 児童自立支援施設は、自らその行う法第44条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第115条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

（関係機関との連携）

第116条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査等）

第117条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

第14章 児童家庭支援センター

（設備の基準）

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

【削る】

第2条 この条例の施行の際現に存する保育所については、当分の間、第3条第2項の規定（省令第32条第5号の規定の読替えに係る部分に限る。）は、適用

第118条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(職員)

第119条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(平28条例85・一部改正)

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第120条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(平26条例51・一部改正)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【新設】

(高等学校及び大学の意味)

第2条 第39条第5号、第54条第2項第4号、第60条第8号及び第110条第7号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含むものとする。

しない。

【削る】

第3条 この条例の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターについては、当分の間、第3条第2項の規定(省令第62条第1号の規定の読替えに係る部分に限る。)は、適用しない。

【附則第4条から第9条までを削る】

2 第28条第4項、第37条第3項、第54条第2項第6号ア、第58条第4項、第60条第4号、第100条第3項、第108条第4項及び第110条第4号にいう大学は、大学令(大正7年勅令第388号)の規定による大学を含むものとする。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の日の前日において児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第15号)附則第2条の規定の適用を受けていた施設(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設又は児童養護施設とみなされていた施設であって、同日以後に存するものに限る。)の母子室及び居室については、同省令附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる面積の基準をもって、当分の間、この条例に基づく基準とみなす。

第4条 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

(平26条例46・平27条例53・一部改正)

第5条 この条例の施行の日の前日において児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号)附則第2条の規定の適用を受けていた乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の建物(同日以後に存するものに限る。)については、同省令附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる設備の基準をこの条例に基づく基準とみなす。

第6条 平成23年6月17日前から乳児院又は児童養護施設(以下この条において「乳児院等」という。)に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第28条第2項又は第58条第2項の規定にかかわらず、当該乳児院等におけるこの条例の規定による家庭支援専門相談員となることができる。

第7条 平成23年6月17日前から存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条による改正前の児童福祉法

【削る】

【附則第10条から第13条までを削る】

（以下「平成22年改正前の児童福祉法」という。）第42条に規定する知的障害児施設であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条による改正後の児童福祉法（以下「平成22年改正後の児童福祉法」という。）第35条第3項又は第4項に基づき平成22年改正後の児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第67条第7号の規定を適用する場合においては、同号中「4人」とあるのは「15人」と、「4・95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3・3平方メートル以上とする」とあるのは「3・3平方メートル以上とする」とする。

第8条 この条例の施行の際現に存する保育所については、当分の間、第45条第4号の規定を適用する場合においては、同号中「建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの（公園等を除く。）に限る」とあるのは、「付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所（公園等を除く。）を含む」とする。

第9条 この条例の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターについては、当分の間、第85条第1号の規定を適用する場合においては、同号中「建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるものに限る」とあるのは、「付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」とする。

（保育所の職員配置に係る特例）

第10条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第47条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

（平28条例50・追加）

第11条 前条の事情に鑑み、当分の間、第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

（平28条例50・追加、令元条例8・一部改正）

第12条 附則第10条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、

開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第４７条第２項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

（平２８条例５０・追加）

第13条 前２条の規定を適用するときは、保育士（法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、附則第４条又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２条の規定の適用がないものとした場合に第４７条第２項の規定により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。

（平２８条例５０・追加）

附 則（平成２６年６月２４日条例第４６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年９月１２日条例第５１号）

この条例は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則（平成２６年１０月７日条例第６２号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

附 則（平成２７年７月３日条例第５３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年３月２４日条例第４４号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（平２８条例５０・追加）

附 則（平成２６年６月２４日条例第４６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年９月１２日条例第５１号）

この条例は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則（平成２６年１０月７日条例第６２号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

附 則（平成２７年７月３日条例第５３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年３月２４日条例第４４号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月２４日条例第５０号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第１条中熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第４５条第７号イの表の改正規定並びに第２条中熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第７号イの表及び第４４条第７号イの表の改正規定は、同年６月１日から施行する。

附 則（平成２８年１２月２０日条例第８５号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、本則中「第１３条第２項各号」を「第１３条第３項各号」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年３月２６日条例第５８号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和元年７月２日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年１２月１８日条例第４４号）

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３０条の改正規定は、令和２年４月１日から施行する。

（熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

- 熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども

附 則（平成２８年３月２４日条例第５０号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第１条中熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第４５条第７号イの表の改正規定並びに第２条中熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第７号イの表及び第４４条第７号イの表の改正規定は、同年６月１日から施行する。

附 則（平成２８年１２月２０日条例第８５号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、本則中「第１３条第２項各号」を「第１３条第３項各号」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年３月２６日条例第５８号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和元年７月２日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年１２月１８日条例第４４号）

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３０条の改正規定は、令和２年４月１日から施行する。

（熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

- 熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成３０年条例第６

園の認定要件に関する条例（平成３０年条例第６０号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略	０号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略
--	----------------------------------

附 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。